

入学志願者の皆様へ

「こども性暴力防止法」が

2026年12月25日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者（学校や保育所、学習塾など）に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。本学で取得できる、教育、保育に関する免許・資格は以下のとおりですが、性犯罪前科が確認された場合、こどもと接する実習ができないことにより、免許・資格の取得はできません。

<本学で取得できる教育・保育に関する免許・資格一覧>

学科	専攻	養護教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	保育士 資格
看護学科		○		
社会福祉 子ども学科	社会福祉学専攻			○
	福祉子ども学専攻		◎	○
健康開発学科	口腔保健科学専攻	○		

(○：選択 ◎：必修)

- 社会福祉子ども学科 福祉子ども学専攻では、こどもと接する実習が必修となっています。性犯罪前科が確認された場合、こどもと接する実習ができないことにより、幼稚園教諭一種免許状を取得することができず、加えて卒業要件も満たせなくなります。その場合、本専攻を卒業することはできません。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)

事務局 教務・入試担当

電 話 048-973-4117